

札幌市都市公園条例の一部を改正する条例案

令和4年（2022年）5月23日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市都市公園条例の一部を改正する条例

札幌市都市公園条例(昭和32年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「札幌芸術の森、札幌コンサートホール」を「厚別公園、札幌芸術の森、円山総合運動場、円山スケート場、札幌コンサートホール、美香保公園野球場」に改め、同条第3項第4号中「こと（）の次に「札幌芸術の森、」を加え、「札幌芸術の森」を削り、「野球場（美香保公園の野球場に限る。）」を「美香保公園野球場」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 厚別公園、円山総合運動場及び円山スケート場に係る札幌市都市公園条例第29条第1項に規定する指定管理者の指定をしようとする場合における改正後の同条第2項の規定の適用については、この条例の施行後最初に当該指定をしようとするときに限り、同項中「団体」とあるのは、「団体の主な構成員である団体であつて、当該団体による他の公の施設（地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の実績等を踏まえて市長が特に認めるもの」とする。

（理由）

厚別公園、円山総合運動場、円山スケート場及び美香保公園野球場の指定管理者の指定手続について、非公募によることができるようにする等のため、本案を提出する。